資料	該当ページ	委員	ご意見	修正内容
本編	表紙	山下委員	「下水POR調査を活用した広域監視ガイドライン」とすると、保健衛生部局が行う広域監視についても本ガイドラインの適用範囲であると誤解を生じる恐れがあるため、タイトルの見直しについて検討してはいかがか。	タイトルを「新型コロナウイルスの広域監視に活用するための下水PCR調査ガイドライン(令和4年3月〇日版)」に修正
	p1 L15	勢川委員	「感染から発症の初期段階に新型コロナウイルスを排泄物中に排出する場合が多い」の記述ですが、たしかに文献もありますが、1年以上前の報告です。主流の変異株が何度も交代した現時点でも同じことが言えるのかは確認が必要だと思います。表現を少し弱めてはどうでしょうか。	「ただし、変異株に関しては十分な知見が得られていない。」を追記
	p3 L19		このマニュアルは新型コロナウイルスに特化したものなのか、未知のウイルスにも対応していくのか。 (委員会時)	「本ガイドラインの適用対象は新型コロナウイルス感染症である。」を追記
	p10 L9-11		「海外では15分間隔あるいはそれよりも短い時間間隔で採水し、直ちにコンポジットサンプルを作成していく場合や、流量比例で採水量を決め、コンポジットサンブルを作成するなど、様々なサンプラーが作られている」とありますが、このようなサンプラーは日本製でも存在しますし、実際、京都市でも使用しています。	「海外では」を削除
	p11 L9-10		「下水処理場流入水の BOD の時間変動などから、ヒト糞便が流れてくる時間帯を推定してサンブリングを行うことが望ましい。」とありますが、引用文献を確認していませんが、下水においてはBODが糞便の指標にならないことも多いです。大腸菌群が適切と考えますが、どうでしょうか。	「BOD」→「大腸菌群」に修正

本編	p11 L16-17	勢川委員	「マンホール採水において自動採水器を使って行うコンポジットサンプリングやトラップ(パッシブ)サンプリングは、開始の時間帯を選ばない」とありますが、すみません、これは質問ですが、開始の時間帯を選ばないというのは、24時間採水を前提とした場合等に、設置時間は都合の良い時間で良いということでしょうか。	ご指摘のとおり。「開始の時間帯を選ばないため」は削除
	p13 L5-7		「2.5 サンプルの保管・輸送」の項で、本来のガイドラインの意義から少し離れるかもしれませんが、通常の採水頻度(例えば1回/週)でモニターしている時に、済連保存しておく方法も記載してはどうでしょうか。もし、感染症の流行が始まった時に、下水中ウイルスRNAの増加が、況を詳細に調査することができます。本調査は後追いの調査になりますので、その時の感染者数予測等には役に立たないかもしれませんが、予測モデルを修正するとして利用できますので、将来に向けて役に立立ないます。 採水作業の労力を考慮する必要がありますが、試料の保存は2週間程度で良いと思います。感染症が発生していなければ、過去のものから保存試料を廃棄していけば良いので、それほど大きな冷凍庫は必要ありません。	「2.5.2 サンプルの保管」に「あるいは、すぐに分析が開始できない場合などは、試料を冷凍保存しておき、後から下水中の新型コロナウイルスRNA濃度を分析することも考えられる。」を追記
	p13 L31-32		「輸送業者への依頼、配送日時の指定等については、保健衛生部局が分析機関と調整の上、下水道部局へ対応の依頼を伝達する。」とありますが、必ずしもそうなるとは限らないと思いますので、例えば、「輸送業者への依頼、配送日時の指定等については、部局間の連携について事前に調整を行うこととする。」としてはどうでしょうか。	「なお、輸送業者への依頼、配送日時の指定等については、部局間で連携し、事前に調整を行うこととする。」と修正